

## 凡 例

文中における略号は次のとおりです。

略 号	正 式 名 称
信書便法、法	民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年7月31日法律第99号）
施行規則	民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成15年1月24日総務省令第27号）
信書便整備法	民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成14年7月31日法律第100号）
信書便整備令	民間事業者による信書の送達に関する法律及び民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成14年12月18日政令第386号）
郵便法	郵便法（昭和22年12月12日法律第165号）
審議会	郵政行政審議会（平成15年政令第91号「民間事業者による信書の送達に関する法律第三十七条の審議会等を定める政令」）
中央省庁等改革基本法	中央省庁等改革基本法（平成10年6月12日法律第103号）
信書のガイドライン	信書に該当する文書に関する指針（平成15年4月1日総務省告示第270号）
危険物の指定	民間事業者による信書の送達に関する法律第四十七条第一項第一号の爆発性、発火性その他の危険性のある物（平成15年3月19日総務省告示第203号）
審査基準	民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準（平成15年2月19日総務省訓令第9号）

法令等の内容は、平成17年4月1日現在です。